

釜石市危険空き家除却工事補助金交付要綱

(目的)

第1条 釜石市空家等対策計画に基づき、市民の財産の保護及び生活環境の保全を図るとともに、安全・安心に暮らせるまちづくりの推進に寄与するため、危険空き家の除却工事に要する費用に対し、予算の範囲内で釜石市補助金交付規則(昭和50年釜石市規則第44号。以下「交付規則」という。)、釜石市補助金交付要領(平成19年釜石市告示第79号。以下「交付要領」という。)及びこの要綱により、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 危険空き家 市内に所在する空き家(空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する空家等をいう。)のうち、居住の用に供するための建築物(併用住宅を含む。)で、次の全てに該当するものをいう。

ア 1年以上居住その他の用に供していないもの

イ 倒壊、部材の落下及び飛散等の著しい危険性があり、周囲に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある空き家その他市長が認めるもの

(2) 併用住宅 人の居住の用に供する部分及び店舗、事務所その他の人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ持つ住宅をいう。

(3) 除却工事 危険空き家の解体、撤去及び処分のために行う工事をいう。

(4) 標準除却費 住宅地区改良事業等補助金交付要領(昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号)に基づき国土交通大臣が定める標準除却費をいい、この補助金の交付を決定した時点における国土交通大臣が定める標準除却費を適用するものとする。

(補助対象空き家)

第3条 補助の対象となる危険空き家(以下「補助対象空き家」という。)は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 併用住宅にあっては、住宅部分の床面積が延床面積の2分の1以上であり、住宅以外の部分が店舗又は事務所としても利用されていないこと。

(2) 法第22条第2項に規定する勧告を受けていないこと。

(3) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。

(4) 別表建築物そのものの物的状態の表に定める各評価項目につき当該評価内容に応ずる評点を当該評定区分ごとに合計した評点(その合計した評点が当該評定区分ごとに掲げる最高評点を超えるときは、その最高評点)を合算した評点が100点以上であること。

(5) 敷地境界までの離れが軒高以下であること及び別表周辺に及ぼす影響の表に定める被害をもたらす要因があること。

(補助対象者)

第4条 補助の対象者は、次の各号の全てに該当する個人をいう。

- (1) 補助対象空き家の所有権を有する者(登記事項証明書又は固定資産税課税台帳に所有者として記録されている者又はその相続人)であること。
- (2) 現に居住している市町村民税の未納がないこと。
- (3) 補助対象空き家に共有者又は複数の相続人がいる場合は、その全ての者から除却工事についての同意を得ていること。
- (4) 補助対象空き家に抵当権その他所有権以外の権利が設定されている場合は、当該権利を有する全ての者から除却工事についての同意を得ていること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 過去にこの要綱による補助を受けていないこと。

(補助対象工事)

第5条 補助の対象となる除却工事(以下「補助対象工事」という。)は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けた市内事業者(市内に本社又は営業所等を有する事業者をいう。)が施工する除却工事であること。
- (2) 補助対象空き家の全部を除却する工事であること。
- (3) 他の制度による補助金の交付を受けて行う工事でないこと。
- (4) 交付決定の通知の日以後に契約及び着手した当該年度の2月末日までに完了する除却工事であること。
- (5) 不動産販売、不動産貸付又は駐車場運営等を業とする者が、当該事業のために行う除却工事でないこと。

(交付対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が行う補助対象工事に要する経費(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)とする。ただし、家財道具等の撤去、運搬及び処分にかかる費用は含まない。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、交付対象経費に5分の4を乗じて得られた額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)又は標準除却費に5分の4を乗じて得られた額のいずれか少ない方の額に2分の1を乗じて得られた額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、50万円を限度とする。

(事前調査)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、毎年度12月28日までに、次に掲げる書類を添付して釜石市危険空き家除却工事補助金事前調査申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これらの書類の

全部又は一部の添付を省略することができる。

- (1) 危険空き家の位置図(付近見取図)
 - (2) 危険空き家の現況写真(当該建築物及び周囲の状況が分かるもの)
 - (3) 危険空き家の登記事項証明書(未登記の場合は、現年度の固定資産税納税通知書の写し又は現年度の固定資産税課税台帳の写し)
 - (4) 危険空き家が存する土地の登記事項証明書(未登記の場合は、現年度の固定資産税納税通知書の写し又は現年度の固定資産税課税台帳の写し)
 - (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、当該申請書及び添付書類の審査並びに現地において事前調査を行い、補助対象空き家に該当するか否かを判定し、その結果を釜石市危険空き家除却工事補助金事前調査結果通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
(交付申請等)

第9条 前条第2項の規定により補助金の交付対象であることを通知された申請者は、通知を受けた日から14日以内に、交付要領第3条に規定する補助金交付申請書等を市長に提出しなければならない。

- 2 交付要領第3条第1項第5号に規定する其他要綱で定める書類は、次のとおりとする。
- (1) 釜石市危険空き家除却工事補助金交付申請額の算出シート(様式第3号)
 - (2) 除却工事の内容及び費用が分かる見積書の写し(除却工事費以外の工事費が含まれる場合には、除却工事費が分かるものに限る。)
 - (3) 現に居住している市町村民税の未納がないことを証明する書類
 - (4) 第4条第3号及び第4号に該当する場合は、申請者以外の関係権利者全員の危険空き家の除却工事に係る同意書(様式第4号)又はそれに代わるもの
 - (5) 申請者が所有者の相続人の場合にあつては、所有者と申請者等の相続関係が確認できる書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (完了期限等)

第10条 補助事業の完了及び補助金請求等の提出期限は、除却工事が完了した日から起算して30日を経過する日又は毎年度3月31日のいずれか早い日とする。

- 2 交付要領第10条第1項第5号に規定する其他要綱で定める書類は、次のとおりとする。
- (1) 除却工事に係る請負契約書の写し
 - (2) 除却工事費が記載された請求書(除却工事費以外の工事費が含まれる場合には、除却工事費が分かるものに限る。)及び領収書の写し
 - (3) 除却工事の内容が確認できる工事写真及び除却工事後の現況写真
 - (4) 廃棄物処理に関する処分証明書の写し
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年12月13日から施行する。